

（指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十二条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生

労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>473単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>523単位</u></p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>495単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>548単位</u></p> <p>(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>738単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>824単位</u></p> <p>(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>757単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>846単位</u></p> <p>(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>856単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>956単位</u></p> <p>(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>883単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>986単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>427単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>474単位</u></p>	<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>471単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>521単位</u></p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>493単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>546単位</u></p> <p>(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>735単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>821単位</u></p> <p>(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>754単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>842単位</u></p> <p>(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>852単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>952単位</u></p> <p>(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>879単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>982単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>425単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>472単位</u></p>

(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>447単位</u>
b 要支援 2	<u>496単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>664単位</u>
b 要支援 2	<u>740単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>681単位</u>
b 要支援 2	<u>759単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>769単位</u>
b 要支援 2	<u>859単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>794単位</u>
b 要支援 2	<u>886単位</u>
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>246単位</u>
(二) 要支援 2	<u>260単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>258単位</u>
(二) 要支援 2	<u>272単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>411単位</u>
(二) 要支援 2	<u>434単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>422単位</u>
(二) 要支援 2	<u>445単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>482単位</u>
(二) 要支援 2	<u>510単位</u>

(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>445単位</u>
b 要支援 2	<u>494単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>661単位</u>
b 要支援 2	<u>737単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>678単位</u>
b 要支援 2	<u>756単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>766単位</u>
b 要支援 2	<u>855単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>791単位</u>
b 要支援 2	<u>882単位</u>
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>245単位</u>
(二) 要支援 2	<u>259単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>257単位</u>
(二) 要支援 2	<u>271単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>409単位</u>
(二) 要支援 2	<u>432単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>420単位</u>
(二) 要支援 2	<u>443単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>480単位</u>
(二) 要支援 2	<u>508単位</u>

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合
(一) 要支援 1	(一) 要支援 1
(二) 要支援 2	(二) 要支援 2
注 1～13 (略)	注 1～13 (略)
ハ・ニ (略)	ハ・ニ (略)
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハマでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハマでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数	
2 介護予防小規模多機能型居宅介護費	2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)
(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合
(一) 要支援 1	(一) 要支援 1
(二) 要支援 2	(二) 要支援 2
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合
(一) 要支援 1	(一) 要支援 1
(二) 要支援 2	(二) 要支援 2
ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)	ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)
(1) 要支援 1	(1) 要支援 1
(2) 要支援 2	(2) 要支援 2
注 1～7 (略)	注 1～7 (略)
498単位	496単位
526単位	524単位
3,418単位	3,403単位
6,908単位	6,877単位
3,080単位	3,066単位
6,224単位	6,196単位
421単位	419単位
526単位	524単位

ハ～リ (略)

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 757単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 745単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 785単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 773単位

注 1～6 (略)

ハ～ヌ (略)

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を

ハ～リ (略)

(新設)

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 743単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位

注 1～6 (略)

ハ～ヌ (略)

(新設)

算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからリまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十三条 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
介護予防支援費 イ 介護予防支援費（1月につき） 注1・2（略） ロ・ハ（略） <u>431単位</u>	介護予防支援費 イ 介護予防支援費（1月につき） 注1・2（略） ロ・ハ（略） <u>430単位</u>



(厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部改正)

第十四条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第百六十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>(1) 要介護一 <u>一万六千二百九十四単位</u></p> <p>(2) 要介護二 <u>一万八千三百一単位</u></p> <p>(3) 要介護三 <u>二万三百九十八単位</u></p> <p>(4) 要介護四 <u>二万二千三百四十四単位</u></p> <p>(5) 要介護五 <u>二万四千四百四十二単位</u></p> <p>二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>(1) 要支援一 <u>五千三十二単位</u></p> <p>(2) 要支援二 <u>一万五百三十一単位</u></p> <p>別表第一</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 <u>192単位</u></p>	<p>一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>(1) 要介護一 <u>一万六千二百三単位</u></p> <p>(2) 要介護二 <u>一万八千四百四十九単位</u></p> <p>(3) 要介護三 <u>二万二百四十六単位</u></p> <p>(4) 要介護四 <u>二万二千百九十二単位</u></p> <p>(5) 要介護五 <u>二万四千二百五十九単位</u></p> <p>二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>(1) 要支援一 <u>五千三単位</u></p> <p>(2) 要支援二 <u>一万四百七十三単位</u></p> <p>別表第一</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 <u>191単位</u></p>

- (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数
- ロ 生活援助が中心である場合
- (1)・(2) (略)
- (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位
- (4) 所要時間1時間15分以上の場合 261単位
- ハ (略)
- 3～10 (略)

別表第二

- 1 (略)
- 2 指定訪問介護（1月につき）  
利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
- (1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,054単位
- (2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位
- (3) (2)に掲げる回数を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）  
3,344単位
- 3 指定通所介護（1月につき）  
利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府

- (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数
- ロ 生活援助が中心である場合
- (1)・(2) (略)
- (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位
- (4) 所要時間1時間15分以上の場合 260単位
- ハ (略)
- 3～10 (略)

別表第二

- 1 (略)
- 2 指定訪問介護（1月につき）  
利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
- (1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,051単位
- (2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,102単位
- (3) (2)に掲げる回数を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）  
3,334単位
- 3 指定通所介護（1月につき）  
利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府

<p>県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 要支援 1 <u>1,489単位</u></p> <p>(2) 要支援 2 <u>3,053単位</u></p> <p>4～11 (略)</p>	<p>県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 要支援 1 <u>1,482単位</u></p> <p>(2) 要支援 2 <u>3,039単位</u></p> <p>4～11 (略)</p>
---	---

(厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部改正)

第十五条 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八年厚生労働省告示第  
二百六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） 注（略） 2 定期巡回サービス費（1回につき） 注（略） 3 随時訪問サービス費(I)（1回につき） 注（略） 4 随時訪問サービス費(II)（1回につき） 注（略）	別表 1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） 注（略） 2 定期巡回サービス費（1回につき） 注（略） 3 随時訪問サービス費(I)（1回につき） 注（略） 4 随時訪問サービス費(II)（1回につき） 注（略）